

平成28年9月 川棚町議会定例会会議録

(第3日目)

平成28年9月15日 木曜日 (午前10時開会)

出席議員 (14人)

1番	山口	隆
2番	田口	一信
3番	三岳	昇
4番	久保田	和惠
5番	毛利	喜信
6番	堀田	一徳
7番	堀池	浩
8番	波戸	勇則
9番	小谷	龍一郎
10番	高以良	壽人
11番	小田	成実
12番	福田	徹
13番	村井	達己
14番	初手	安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	三 岳	昭
書 記	小 林 修	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文 夫
副 町 長	山 口 誠 実
教 育 長	古 賀 信 雄
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	住 吉 克 己
企画財政課長	大 川 豊 文
地域政策課長	野 上 英 了
税 務 課 長	川 内 和 哉
健康推進課長	成 富 浩 樹
会 計 課 長	山 中 美 由 紀
住民福祉課長	荒 木 俊 行
農林水産課長 兼農業委員会事務局長	照 本 茂 法
建 設 課 長	廣 田 洋 一
ダム対策室長	福 田 多 肥
水 道 課 長	太 田 啓 寛
教 育 次 長	吉 永 文 典
行 政 係 長	中 原 敬 介

議事日程

- | | | |
|------|-----------|--------------------------------------|
| 第 1 | 報告第 4 号 | 平成 2 7 年度決算に基づく川棚町の健全化判断比率及び資金不足比率の件 |
| 第 2 | 認定第 1 号 | 平成 2 7 年度川棚町一般会計決算認定 |
| 第 3 | 認定第 2 号 | 平成 2 7 年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定 |
| 第 4 | 認定第 3 号 | 平成 2 7 年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定 |
| 第 5 | 認定第 4 号 | 平成 2 7 年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定 |
| 第 6 | 認定第 5 号 | 平成 2 7 年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定 |
| 第 7 | 認定第 6 号 | 平成 2 7 年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定 |
| 第 8 | 報告第 5 号 | 平成 2 7 年度川棚町水道事業会計継続費精算報告 |
| 第 9 | 議案第 4 2 号 | 平成 2 7 年度川棚町水道事業会計未処分利益剰余金の処分の件 |
| 第 10 | 認定第 7 号 | 平成 2 7 年度川棚町水道事業会計決算認定 |

(1 0 : 0 0)

議 長 ご起立願います。おはようございます。よろしく願います。ご着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

議 長 ここで健康推進課長より発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。健康推進課長。

健康推進課長 昨日、国民健康保険事業特別会計の補正予算審議におきまして、三岳議員から28年度の国民健康保険税の賦課状況についての質問がございました。その回答で平成28年度の当初予算の計上は、旧税率で算定していると回答しておりましたけれども、介護保健特別会計における計上の仕方と勘違いをしておりました。28年度の国保の保険税につきましては、改定後の新税率で算定をしております。訂正しお詫び申し上げます。なお、7月31日現在の現年度の国保税の調定額は予算額3億6494万円に對しまして、3億6640万となっております。毎月の調定額は変わりますけれども、現時点では昨年度の収納率で算定すると予算額より1千万ほど落ち込むのではないかと考えております。以上です。

議 長 それでは日程第1、報告第4号「平成27年度決算に基づく川棚町の健全化判断比率及び資金不足比率の件」を議題といたします。

報告内容の説明を求めます。町長。

町 長 皆様おはようございます。それでは報告第4号「平成27年度決算に基づく川棚町の健全化判断比率及び資金不足比率の件」についての報告をいたします。この健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法の第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、監査委員の審査に付しておりましたところ、この度監査委員からその審査意見書の提出がありましたので、その意見を付して議会に報告するものであります。別紙にそれぞれの比率を表にして記載しておりますが、健全化判断比率及び資金不足比率のいずれも国が示した早期健全化基準及び経営健全化基準以内の値となっております。なお、これら健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、今回の議会報告後、速やかに公表を行うことといたしております。なお、詳細につ

きましては企画財政課長から説明いたしますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 おはようございます。それでは私から内容についてご説明いたします。まず2枚目をお開き下さい。別紙としております。この様式が議会報告後、総務大臣に報告する様式であります。

まず、1健全化判断比率（法第3条関係）としておる表でございます。この中の健全化判断比率の行が、本町の27年度決算に基づく実績であります。その下の行、早期健全化基準と財政再生基準、これにつきましては法が定めた基準でありまして、これらの基準を上回ると市町村は財政の健全化あるいは再生の計画を作成し、改善を図らなければならないという基準でございます。

まず、健全化判断比率のうちの実質赤字比率及び連結実質赤字比率であります。この2つはいずれも実質収支が黒字であったため、赤字比率自体が生じておりませんので、横線で示しております。

次に実質公債費比率であります。12.1%で財政健全化基準の25%を下回っております。

次に将来負担比率であります。39.4%ということで、これも早期健全化基準を下回っております。

次に下の表、2の資金不足比率でございます。これは公営企業会計ごとの経営健全化判断をおこなうもので、本町の場合水道事業会計、公共下水道事業特別会計、観光施設事業特別会計が対象となるものであります。これら3つの特別会計はいずれも資金不足が生じておりませんので横線で示しております。次のページをお開き下さい。

表題を健全化判断比率等の公表についてとした資料をお付けしております。1枚目には財政健全化法の目的や本町の財政状況について、そして2ページ以降、健全化判断比率及び資金不足比率の計算基礎等についてお示しをしております。

そして3ページには年度ごとの資金不足比率を除いた指標数値の推移を表として掲げております。傾向としましては、実質公債費比率と将来負担比率が減少し、一定の改善が進んでいるといった状況にあります。要因としまし

ては、主に新たな地方債借り入れを抑制していることによる地方債残高の減少、そして東彼地区保健福祉組合の地方債残高の減少に伴う負担額の減によるものであります。詳しい内容については後ほど資料をご覧くださいということで説明は省略とさせていただきます。報告については以上の通りです。

なお、財政健全化法に規定する健全化指標の公表につきましては、例年どおりお配りした公表資料をホームページに掲載し、また内容について広報誌に掲載することによって公表したいと考えております。以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。よろしいですか。

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わり報告済みといたします。

(1 0 : 0 9)

議 _____ **長** 次に日程第 2、認定第 1 号「平成 2 7 年度川棚町一般会計決算認定」から日程第 1 0、認定第 7 号「平成 2 7 年度川棚町水道事業会計決算認定」までを川棚町議会会議規則第 3 7 条の規定により、一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 _____ **長** 認定第 1 号「平成 2 7 年度川棚町一般会計決算認定」から認定第 6 号「平成 2 7 年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定」についてと報告第 5 号「平成 2 7 年度川棚町水道事業会計継続費精算報告書」、議案第 4 2 号「平成 2 7 年度川棚町水道事業会計剰余金の処分の件」並びに認定第 7 号「平成 2 7 年度川棚町水道事業会計決算認定」までを一括上程いただきましたので、併せてご説明をいたします。

まず、認定第 1 号「平成 2 7 年度川棚町一般会計決算認定」から認定第 6 号「平成 2 7 年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定」までについてありますが、これらの決算につきましては、会計管理者から決算の提出を受け、去る 7 月 2 9 日、地方自治法第 2 3 3 条第 2 項の規定により監査委員の審査に付しております。この度、8 月 2 4 日に監査委員から当該決算に係る審査意見書が提出されましたので、同条第 3 項の規定よりその意見を付し、議会の認定をお願いするものであります。

監査委員の審査の結果につきましては、決算書及び各付属書類は法令の定めにしたがって調製されているとしてありまして、総括として審査に付され

た各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の計数は、原簿、関係諸帳簿、証憑書類、預金通帳、預金残高証明書その他と照合審査した結果、正確かつ適正であることを認める。また、予算の執行、財務に関する事務処理及び財産の管理についても概ね適正に処理され、各事業は概ね所期の成果を収めていると認められるところのご意見をいただいたところであります。

続きまして、報告第5号「平成27年度川棚町水道事業会計継続費精算報告」についてご説明いたします。山道浄水場第7次拡張事業の継続年度が終了したことから、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、川棚町水道事業会計継続費精算報告書が提出されましたので、報告するものであります。

続きまして、議案第42号「平成27年度川棚町水道事業会計未処分利益剰余金の処分の件」並びに認定第7号「平成27年度川棚町水道事業会計決算認定」についてご説明いたします。

まず、議案第42号につきましては地方公営企業における利益の処分は地方公営企業法第32条第2項において利益の処分は条例の定めるところにより、また議会の議決を経て行わなければならないと規定されていることから、平成27年度川棚町水道事業会計の決算によって生じた未処分利益剰余金の処分について議会の議決をお願いするものであります。

次に認定第7号につきましては、平成27年度川棚町水道事業会計決算の提出を受けまして、去る6月17日地方公営企業法第30条第2項の規定により、監査委員の審査に付しております。この度、7月29日に監査委員から当該決算に係る審査意見書が提出されましたので、同条第4項の規定によりその意見を付し議会の認定をお願いするものであります。

監査委員の審査結果につきましては、決算について作成すべき書類及びその書式は法令の定めを全て充足しているとしてありまして、決算審査意見として審査に付された決算報告書ほか、決算諸表及び関係諸帳簿類はいずれも正確に記載され、水道事業の財政状況及び経営成績を適正に表示していると認めるところの意見をいただいたところであります。

その他詳細につきましては、会計管理者並びに各担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、認定又はご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

たします。以上でございます。

議 長 次に一般会計についての追加説明を求めます。会計管理者。

会計管理者 それでは一般会計の決算認定についてご説明をいたします。

決算につきましては先ほど町長が申しましたように、地方自治法第233条の定めにより次の通常予算を審議する議会までに、議会の認定に付さなければならぬと規定をされています。

それでは決算書の97ページをお開き下さい。ここには実質収支に関する調書を記載しています。1の歳入総額は59億2355万759円、2の歳出総額は57億5186万1277円で3の歳入歳出差引額は1億7168万9482円となり、4の翌年度に繰り越すべき財源は、(2)繰越明許費繰越額の2314万7000円のみであり、5の実質収支額は3歳入歳出差引額から4翌年度へ繰り越すべき財源の額を差し引いた1億4854万2482円の黒字となっています。

次に決算書2ページから9ページの総括的な部分をご説明いたします。2ページから5ページまでが歳入となります。款ごとの説明につきましては、本日お配りいたしました平成27年度川棚町一般会計歳入歳出決算書、補足説明資料の1ページから3ページに収入済額、前年度対比、増減額、主な要因を記載しておりますので詳しい説明は省略をさせていただきます。決算書4ページをお開き下さい。

歳入合計は予算現額61億2483万8920円に対し、調定額62億2442万9239円、収入済額59億2355万759円、不納欠損額1210万3820円、収入未済額2億8877万4660円であり、予算現額と収入済額との比較は2億128万8161円の減となっています。次に6ページ7ページをお開き下さい。

9ページまでが歳出となります。款ごとの説明につきましては先ほど申し上げました補足説明資料の3ページから4ページに記載をしておりますので、歳入と同様に説明は省略をさせていただきます。決算書8ページをお開き下さい。

歳出合計は予算現額61億2483万8920円、支出済額57億5186万1277円、翌年度繰越額2億5072万3000円、不用額1億2225万4643円であり、予算現額と支出済額との比較は3億7297万7

643円でした。よって、歳入歳出差引残額は1億7168万9482円でございます。

なお、先ほどお配りしました補足説明資料につきましては3ページに不納欠損の額の状況を、それから5ページには予算流用、予備費充用、繰越明許費の状況を、6ページから7ページには歳入歳出の款項ごとに予算現額欄の内訳に当初予算額、補正予算額等を記載したものを、それから8ページには税金等の過去5年間の徴収率を記載いたしております。

また、決算書100ページから105ページにかけては、財産に関する調書を記載いたしておりますので、お目通し願いたいと思います。以上で説明を終わります。ご審議の上、ご認定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** 次に配付資料の補足説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長 それではお配りしております平成27年度決算補足資料（一般会計）について補足説明をいたします。これにつきましては10年間における決算の推移を取りまとめたもので、長期的な視点からの比較検証の参考として毎年決算の折に補足資料として配付をしているものでございます。主な点のみご説明をしたいと思います。

まず、歳入決算の状況であります。歳入の項目の6番目地方消費税交付金であります。これが27年度大きな増となっております。これはご承知のように消費税につきましては平成26年4月1日から従前の5%から8%へ税率の改定がっております。しかしながら26年度は移行期間ということで、伸びはさほどありませんで実質的に8%、その中の地方交付分1%から1.7%に増となった分、これが平準化が図られたのが27年度ということで大きな増となっております。そして地方交付税も1億1800万ほど伸びております。そしてこの表の一番下には町債マイナス公債費（元金）としております。これにつきましては新たな町債の借入から公債費の元金を差し引いたものでございまして、いわゆる借金残高の減り具合というものを示したものであります。この数値がプラスになると町債、借金がが増えて、マイナスになると減っていくという状況を示したものであります。これにつきましては9ページの棒グラフにおいてもその関係を示しております。後ほど説明します。2ページ目をお開き下さい。

こちらの方では経常収支比率、積立金現在高、地方債現在高等を取りまとめた表であります。これにつきましては後ほどグラフの方でご説明したいと思います。なお、人口につきましては、いずれも各年度の3月末の住民基本台帳人口であります。人口につきましては平成15年度末がピークでありまして、1万5571人というのが本町の人口のピークでございましたが、それ以降減少傾向が続いているという傾向にあります。

次に3ページにつきましては目的別決算の状況であります。これにつきましては決算書の款と同じということで説明は省略させていただきます。4ページをお開き下さい。

これは歳出の性質別決算の状況であります。傾向としましては義務的経費であります人件費、公債費は減少、そして顕著な伸びとなっておりますのが扶助費の伸びであります。こちらにつきましては平成18年に障害者自立支援法が施行されまして、それ以降25年度には障害者総合支援法という、これは略称でございますが、大きな改正がありまして伸びが続いております。18年度当時と比較しまして71%の伸び、額にして5億3500万程伸びているという状況であります。そして次に中程の積立金の状況であります。こちらにつきましては各基金の利息による積立と決算剰余金による積立とありますが、概ね2000万円代以下の場合には利息のみの積立ということがあります。それを上回りますと決算剰余金による積立があったということでありまして、24年度には庁舎建設基金に積立を行いました。それ以降はなかなか剰余金による積立ができないという状況にあります。そして中程の操出金であります。これも27年度大きな増となっております。比較で1億4000万ほど増額となっておりますが、大きく影響したのは国民健康保険特別会計への財源不足を補うための繰り出し8000万円、これが大きく影響をしております。5ページと6ページにつきましては郡内他の2町波佐見町、東彼杵町の性質別の状況であります。内容については省略をいたします。7ページをお開き下さい。

7ページが経常収支比率の推移であります。これにつきましては人件費、扶助費、公債費などの経常的経費に町税や地方税を始めとする経常的一般財源がどの程度充当されているかというものを表す比率であります。この比率が高いと非常に硬直化した財政運営であるということ、低くなれば余裕があ

る財政運営ということを示す表であります。26年度から27年度にかけてこの比率が減に転じております。おおよそ5%程度減っております。これにつきましては分析としましては地方交付税の大きな伸び、これが1億1800万ほど増となっております。また、地方消費税交付金これも1億800万程伸びております。そうした一般財源の分母が伸びがあったということで減に転じたもので、もちろん財政努力というものもありますが、一概に貢献したとは言えないのではないかと分析をしております。

8ページは義務的経費、人件費、扶助費、公債費の推移を示したものであります。先ほど説明しましたように扶助費の方が非常に伸びております。そして人件費は減ということで公債費も減少に傾向にあるという表であります。

9ページにつきましては積立金、地方債現在高などの推移表であります。地方債現在高につきましては表には載っておりませんがピークが16年度でありまして、この当時71億9400万ほどありました。ですから27年度末に掛けまして約15億円程度減をしているという状況です。そして積立金現在高であります。これが先ほど説明しましたように剰余金による積立がなかなか難しいという状況がありまして、比較としましては27年度やや微増に止まっているという状況であります。これの一番残高が高かったのが平成12年度でありまして、32億2800万円ほどありました。そして、一番下の棒グラフが1ページ目で説明しました、新たな借り入れと公債費の元金の償還を表す表であります。

そして10ページから以降は東彼郡内3町の比較をしたものであります。

そして12ページの後に3町の27年度決算統計による決算カードをお付けしております。以上で補足説明を終わります。

議 長 次に国民健康保険事業特別会計についての追加説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長 それでは平成27年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算についてご説明をいたします。決算書の108ページ109ページをお開き下さい。歳入における収入済額は調定総額22億6167万310円に対し、21億6428万7661円で収入率95.6%となっております。収入未済額の9039万8391円は国民健康保険税未済額であります。不納

欠損額は698万4258円を地方税法第18条により不納欠損処分をしております。次のページをお願いいたします。

歳出における歳出済額21億543万837円となり、予算総額21億6244万1000円に対して97.3%の執行率でありました。決算書の139ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。歳入総額21億6428万7661円、歳出総額21億543万837円で歳入歳出差引額は5885万6824円となります。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は5885万6824円となります。26年度の実質収支額が552万2765円ありましたので、これを差し引きますと単年度収支額は5333万4059円の黒字となりますが、27年度は財政調整基金を4180万円取り崩し、また、財源不足分として一般会計から8000万円を繰り入れていきますので、実際の収支としてはこれを差し引きますと、6846万5941円の赤字となります。141ページをお開き下さい。

財産に関する調書であります。基金の状況は記載のとおりで決算年度中増減高の財政調整基金4168万円を取り崩し、年度内の預金利息12万88円を加えた464万1000円の基金残高となっております。

それでは成果報告書によりご説明いたしますので成果報告書の99ページをお開き下さい。

1 決算の概要ですが、平成27年度国民健康保険事業における歳入額並びに歳出額はここに記載をしております、先ほど実質収支に関する調書で報告をしたところでございます。

2の歳入につきましては歳入総額に対する国民健康保険税の占める割合は14.6%でございます。国庫支出金は22.8%、療養給付費交付金3.7%、前期高齢者交付金19.8%、その他39.1%となっております。3の歳出につきましては歳出総額のうち、総務費の割合が0.3%、保険給付費の割合が62.2%と最も高くなっております。それ以降後期高齢者支援金等の割合など、拠出金や納付金、保健事業費などの割合などをそれぞれ記載しているところでございます。

なお、歳入歳出それぞれの事項別明細書は決算書114ページから記載をいたしておりますのでお目通しいただきたいと思っております。以上で説明を終わ

りますがご審議の上、ご認定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 次に後期高齢者医療特別会計についての追加説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長 それでは平成27年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算についてご説明いたします。この後期高齢者医療制度につきましては、保険料1割、現役世代の保険料4割、公費負担5割となっております。国民全体で支える仕組みとなっております。歳入歳出については最終的には同じ額となります。精算は次の年度で行うこととなります。決算書の144ページ、145ページをお開き下さい。

歳入における収入済額は調定総額1億6026万3478円に対し、1億5900万9778円で収入率99.2%となっております。収入未済額の125万3700円は後期高齢者医療保険料未済額であります。次のページをお願いいたします。

歳出における歳出済額は1億5839万8603円となり予算総額1億5911万円に対して99.5%の執行率でありました。決算書の159ページをお開き下さい。

実質収支に関する調書であります。歳入総額1億5900万9778円、歳出総額1億5839万8603円で歳入歳出差引額は61万1175円となります。翌年度に繰り越すべき財源はありませんので実質収支額は61万1175円となります。

成果報告書でご説明いたしますので成果報告書の115ページをお開きください。

1の決算の概要でございますが歳入額並びに歳出額はここに記載しているとおりであり、先ほど実質収支に関する調書でご説明したところであります。

2の歳入ですが歳入総額に対する後期高齢者医療保険料に占める割合は67.5%となっております。繰入金に占める割合が31.8%、その他0.7%となっております。

次に3の歳出でございます。歳出総額に対する総務費の割合が2.0%、後期高齢者医療広域連合納付金の割合が97.6%、諸支出金が0.4%となっております。なお、歳入歳出それぞれの事項別明細書は決算書150

ページから記載をいたしておりますのでお目通しいただきたいと思います。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご認定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 次に介護保険事業特別会計についての追加説明を求めます。
健康推進課長。

健康推進課長 平成27年度川棚町介護事業特別会計決算についてご説明をいたします。決算書162ページ163ページをお開き下さい。

歳入における収入済額は調定総額13億1479万5284円に対し、13億706万6554円で収入率99.4%となっております。収入未済額の715万930円は介護保険料未済額であります。不納欠損額は57万7800円を介護保険法第200条第1項の規定により不納欠損をしております。次のページをお願いいたします。

歳出における歳出済額12億4793万9986円となり、予算総額13億551万8000円に対して95.6%の執行率でありました。決算書185ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。歳入総額13億706万6554円、歳出総額12億4793万9986円で歳入歳出差引額は5912万6568円となります。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので実施収支額は同額の5912万6568円となります。次年度精算において返還金と追加交付金の合計は返還金が1377万2880円上回りましたので、この金額を差し引きました4535万3688円が次年度の自主財源可能額となります。187ページをお開き下さい。

財産に関する調書であります。27年度において基金利子を含む3001万1967円を介護給付費基金積立金として積み立てており、年度末現在高は8003万4467円となっております。平成27年度は第6期介護保険事業計画の初年度であり、概ね順調な財政状況であります。

それでは成果報告書により説明いたしますので119ページをお開き下さい。

1 決算の概要ですが平成27年度介護保険事業における歳入額並びに歳出額はここに記載をしております、先ほど実質収支に関する調書で報告したとおりであります。

2の歳入につきましては歳入総額に対する主な歳入の割合、介護保険料19.8%、国庫支出金22.8%、支払基金交付金24.7%、県支出金14.3%、繰入金13.6%となっております。

3の歳出につきましては歳入歳出総額の大部分90.9%を保険給付費が占めており、総務費2.5%、地域支援事業等費3.6%、基金積立金2.4%、諸支出金0.6%となっております。

なお、歳入歳出それぞれの事項別明細書は決算書の168ページから記載をいたしておりますのでお目通しいただきたいと思っております。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご認定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 次に観光施設事業特別会計についての追加説明を求めます。
地域政策課長。

地域政策課長 それでは私の方から平成27年度川棚町観光施設事業特別会計の決算認定について追加説明をいたします。決算書の201ページをお開きをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。収入総額及び歳出総額ともに1億8501万4280円であります。翌年度に繰り越すべき財源はありませんので実質収支額は0円となります。次に決算書の190,191ページをお願いいたします。

歳入は不納欠損額、収入未済額とも0円であります。次のページをお開きをお願いします。

歳出についてであります。支出済額は予算現額の約99.9%の執行率でありました。続きまして成果報告書で説明しますので133ページをお願いいたします。

1の決算の概要につきましては平成27年度観光施設事業における歳入総額及び歳出総額を記載しておりますが、先ほど実質収支に関する調書でご説明したところであります。

2歳入につきましては歳入総額に対する雑入の占める割合は14.7%、一般会計繰入金が85.3%であります。なお、歳入総額に対する観光事業収入の割合は93%であります。

3歳出につきましては歳出総額のうち観光施設事業費の割合が40.

4%、公債費が59.6%でありまして予備費の支出はございません。以上で説明を終わりますがご審議の上ご認定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 次に公共下水道事業特別会計についての追加説明を求めます。水道課長。

水道課長 それでは平成27年度川棚町公共下水道事業特別会計決算について説明をさせていただきます。決算書は204ページからとなります。まず決算書229ページの実質収支に関する調書で説明をいたします。

歳入総額が6億8636万832円で歳出総額は6億8178万7895円です。歳入歳出差引額は457万2937円となっております。次に決算書204ページ、5ページをお願いいたします。

歳入についてですが不納欠損の合計52万1470円は受益者負担金並びに下水道使用料、また収入未済額の合計639万1690円は受益者負担金並びに下水道使用料の現年度の滞納分と過年度の滞納分であります。また、収入済額は予算現額に対しまして99.9%でございます。次に206ページ、207ページをお願いいたします。

歳出についてですが2款建設費の翌年度繰越はございません。次に成果報告書139ページの総括について説明をいたします。

決算の概要につきましては先ほど決算書において説明のとおりでございますが、収入済額は調定額の99.0%、歳出は予算額の99.2%であります。

2の歳入でございます。歳入総額に対する割合は国庫支出金15.1%、町債14.6%、一般会計繰入金48.8%、その他21.5%であります。

3歳出でございます。歳出総額に対する割合は総務費18.7%、建設費34.4%、公債費46.9%であります。予備費の支出はありませんでした。

決算書の222ページから224ページには財産に関する調書を掲載しておりますが、特に変更はございません。以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご認定下さいますようよろしくお願いいたします。

議 長 次に報告第5号、議案第42号及び認定第7号について併せ

て追加説明を求めます。水道課長。

水道課長 それでは川棚町水道事業会計継続費精算報告を行います。

それではまず、議案の詳細について説明をさせていただきます。継続費の精算報告につきましても、町長提案のとおり議会へ報告するものと規定されておるところでございます。資料といたしましては別綴りの水道事業会計決算書を準備いただきたいと思います。決算書の25ページから28ページとなります。ここに継続費精算報告書及び継続費明細書を記載をしております。今回の継続費精算報告書であります。山道浄水場第7次拡張事業として平成24年度から平成27年度までの4ヶ年で14億7460万円を継続費として計上させていただいたものであります。平成27年度をもって事業が終了いたしましたので、継続年度が終了いたしましたことから、27年度川棚町水道事業会計決算認定に併せて継続費精算報告書によりご報告をさせていただきます。決算書の25ページ26ページには報告書を記載をしております。4ヶ年の全体計画や実績を記載をしております。年割額の計といたしまして14億7460万円、支払義務発生額として14億3438万1480円、その差につきましては損益勘定留保資金としておるところでございます。また、年割額の財源につきましては企業債が12億6000万円、損益勘定留保資金が2億1460万円であります。次に決算書27ページ28ページをお願いいたします。

ここでは継続費精算明細書を記載をしております。年次ごとに継続費の流れが分かるものでございます。

以上で説明を終わり報告とさせていただきます。

継続費に続きまして川棚町水道事業会計未処分利益剰余金の処分の件についてご説明をさせていただきます。剰余金の処分については町長提案のとおり議会の議決を経て処分することといたしておるところでございます。別綴りの水道事業会計決算書をご準備いただきたいと思います。剰余金処分計算書（案）は決算書11ページに記載をしております。決算書5ページ、6ページの水道事業損益計算書と併せて説明をいたします。まず決算書の5ページ、6ページでありますけれども水道事業損益計算書をお開きいただきたいと思います。金額は消費税抜きでありますので予めご了承いただきたいと思います。

1 営業収益これにつきましては給水収益からその他営業収益までの総額でありまして、2億8385万5381円であります。営業費用は原水費から資産減耗費までの総額の2億3719万5776円で、営業利益が4665万9605円となります。3 営業外収益でございます。受取利息と雑収益までは2678万881円となります。また、4の営業外費用につきましては2307万2750円となっております。経常利益につきましては5036万7736円となっております。6 ページの方でございます。5の特別利益、6の特別損失はございません。当年度純利益は経常利益と同額の5036万7736円と前年度繰越利益剰余金2369万396円を加えますと当年度未処分利益剰余金は7405万8132円となります。

議案書の方に戻っていただきたいと思っております。議会の議決による処分額は議案書にありますように、減債積立金に3000万円、建設改良積立金に3000万円の併せて6000万円を処分し、残余につきましては繰り越すことといたします。このようにご決定いただきますと処分後残高が翌年度繰越利益剰余金は1405万8132円となります。以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

失礼いたしました。もう一件ございました。川棚町水道事業会計決算認定でございます。決算書の12ページをお開きいただきたいと思っております。平成27年度における川棚町上水道の給水状況は給水区域内人口1万4198人の99.7%にあたる1万4154人に給水しております。年間総配水量は189万5697立方メートルで、前年度に比べ9万5216立方メートル減少をしております。年間総有収水量は171万6536立方メートルで、前年度に比べ2万5385立方メートル減少をしております。また、有収率につきましては前年度に比べ3.0ポイント増加の90.5%でございました。使用料の減少につきましては工場等において5万7千立方メートル減少したためであり、特に1企業の利用料の減少が影響をしておるところでございます。

次に経営の状況でございます。決算書の1ページ、2ページをお願いいたします。収益収入及び支出について消費税込みの金額でございます。収入の水道事業収益は3億7353万3950円で前年度に比べ3321万9139円、率にして9.8%増加をしております。水道事業費用は2億6801

万3964円で前年度に比べ2082万9828円、率にして8.4%増加をしております。その結果収支差し引き、消費税込みでございますけども、1億551万9986円の利益が生じておるところでございます。次に決算書3ページ、4ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出についてでございます。これにつきましては企業債と工事負担金の決算額で6億4007万4520円であります。支出の資本的支出は決算額7億9464万4927円です。第1項の建設改良費では山道浄水場第7次拡張事業などの改良費と第2項では企業債償還金を支出をしております。また、翌年度繰越額は山道浄水場第7次拡張事業が終了したことにより繰越額はございません。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額につきましては4ページの表の下に記載をしておるとおり補填をしております。

7ページ、8ページには貸借対照表、9ページ、10ページには余剰金計算書、12ページから16ページには事業報告書として概況、保存工事、建設改良工事、施設拡張工事、業務量、17、18ページには重要契約、また、19ページから24ページにはキャッシュフロー計算書、固定資産明細書、企業債明細書、29ページから35ページにつきましては収益費用明細書及び資本的明細書を記載しておりますが説明は省略をさせていただきます。

以上で説明を終わりますがご審議の上、ご認定くださいますようよろしくをお願いいたします。

議 長 ここでしばらく休憩をいたします。

(11:06)

(…休 憩…)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(11:20)

議 長 先ほど各会計についての説明を受け、これから、質疑を行います。決算内容については成果報告書にも詳しく記載してあり、監査委員による決算審査意見書等もお手元に配布をされております。

さらに、決算審査特別委員会に付託する予定でありますので、この点お含み置きの上、各会計の歳入歳出及び全般にわたり、政策的なもの、あるいは、総括的なものになるようご協力をお願いをいたします。

議事整理上、一般会計と特別会計の会計ごとに分けて質疑を行います。

なお、川棚町議会会議規則における質疑に関する規定では、質疑の回数は1議題につき3回との原則であります。会計ごと3回までの質疑を許可する議事運営といたしますのでご承知置きをお願いいたします。

それでは初めに、認定第1号「平成27年度川棚町一般会計決算認定」に対する質疑を行います。決算書は1ページから105ページ、成果報告書は1ページから97ページとなります。では質疑を受けます。

議 長 山口議員。

1 番 山 口 1番山口ですが、成果報告書で、14ページでございますが、納付の状況等で口座振替の利用件数が1.0%減少していると、逆に言えばコンビニとかそういうふうな利用者当たりの口座振替を増やすことによって利便性を求めたと思われるんですが、この減少した理由が明確であればお尋ねしたいと、それから併せてもう一点ですがその後の差押え分を出品し21品落札されたと、その金額がいくらぐらいなのかですね、2点お尋ねしたいと以上です。

議 長 税務課長。

税 務 課 長 山口議員のご質問にお答えします。口座振替の利用件数の1%減少につきましては今詳細な原因を把握しておりませんので、後ほどお知らせしたいと思います。滞納処分の換価状況につきましては、金額にして、合計額でよろしいですか。844万4823円です。以上です。

議 長 税務課長。

税 務 課 長 すみません、出品した分だけの合計ですね。21品の分だけでよろしいんですね。今申し上げましたのは滞納処分をした分の差押えをした分の合計となっておりますので、すみません訂正します。すみません資料を今手元にないので、これも後でします。

議 長 では後で報告願います。

議 長 久保田議員。

4 番 久 保 田 決算書でお尋ねします。43ページです。地域おこし協力隊

事業費、農業振興と観光振興にお尋ねします。予算よりですね大幅に低いというのは、なぜなのか。協力隊の設置要綱を見れば、なぜこんな数字になるのかなと思ってお尋ねします。

議 _____ **長** 地域政策課長。

地域政策課長 久保田議員の地域おこし協力隊に関するご質問にお答えいたします。決算書42、43ページの地域おこし協力隊事業費が額が大きく減っているということに対してどうしてなのかというご質問と思います。地域おこし協力隊につきましては、当初、6月から採用するというふうなことで考えてはおったんですが、当初、なかなか募集しても応募がなく、1人目が9月から採用と、こちらが農業の関係の方でございます。2人目が12月からということで、こちら観光の担当の方ということで、言いますと、雇う月数が減ったということから全体的に額が減ったと。月数が減ったということが理由でございます。

議 _____ **長** 山口議員。

1 番 山 口 成果報告書の19ページでございますが、寄附金の中ですね、川棚ふるさと応援寄附金、ふるさと納税ですが、27年度はですね、26年度に比べましたら、件数的には大幅に増えています。金額的には、その伸びというのは件数の増えたのに比べれば、伸び率というのはかなり低いんじゃないかと。どういった点でこういうふうな差異が出たのかですね、説明をお願いしたい。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 お答えします。26年度におきまして、大口の寄附があっておりまして、それが1件300万というものが、失礼しました。確かこれが大口があったように思います。詳細を後程調べてから報告いたしますので。申し訳ありません。

議 _____ **長** 高以良議員。

10番高以良 決算書の13ページで、固定資産税の滞納繰越分、不納欠損額が件数では55件で、金額909万4400円となっておりますが、前年度と比べて件数は減っているようですけれども、不納欠損の処分の金額がちょっと、大幅にというかかなり伸びているようです。大口の滞納についての処分があったのかなと思うんですけども、そこら辺の内容について

お尋ねします。

それが1件と、同じく決算書の60、61ページ、健康増進費の備考欄の健康教育費のことについて、当初予算の説明資料などを見てみると、27年度中に、しおさいの湯のいきいき利用券の件ですね、27年度中にアンケートを実施してその効果について分析をしたいというような説明があっているようですが、そのアンケートについて実施をされたのか、実施をされたのであればどのような結果であったかという点についてお尋ねします。

議 _____ **長** 税務課長。

税 務 課 長 高以良議員の質問についてお答えします。まず固定資産の不納欠損の金額が多いという点につきましてですけれども、おっしゃるように、大口の滞納がありまして、詳細につきましてはこの方、不動産業を行っていらっしゃった方で、平成12年くらいから業績が低迷になりまして、平成15年に脳梗塞で入院され、その後、所有不動産を競売に掛けられましたが不落となった状態でした。不動産の差押をしましたが、配当もございませんで、その後の対応といたしまして預貯金の財産調査を行い、債権差押をしましたが、少額であり完済にいたっておりません。年金を受けられておりましたが、全て入院費に充てられたという状況の中で、病気の回復の見込みもなく、差押不動産につきましても、高額の抵当金設定のため配当の見込みを期待できないということで、やむなく執行停止を行ったものであります。執行停止を行った後、3年間の状況を見るということで様子見をしておりましたが、途中亡くなられまして、27年度に3年間経過しましたので不納欠損を処理をしたものです。これが金額にして62万4400円。1件分で600万を超えている状況であります。以上です。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 高以良議員のしおさいの湯健康いきいき利用券についてのアンケートの結果ということですが、アンケートにつきましては実施をしております。この利用されている方に対してアンケートを実施をしております。総数としては144件。その内、男性が66名、女性が77名となっております。回答なしが1名となっております。年代的に利用者が多いのは70代が25%、80代が30%となっております。

またそのいきいき利用券が健康増進に役立っていると思いますか、という問いに対しては、一番多かった答えが、健康施設が安らぎと憩いの場になったと。その他、仕事帰り等に施設を利用し、ストレス解消ができたであるとか、施設に行くことで楽しみが増え、気持ちが明るくなったと。こういった回答が寄せられております。以上であります。

議 **長** 大きな声で言ってください。久保田議員。

4 番 久保田 2点お尋ねします。決算書の45ページの生きいきタクシー助成事業費ですけれども、これが第8回の補正の際にですね、目標は60から55.6%を目指すというふうに説明があったと記憶しています。予算よりも200万を超えて低いのはなぜか、今普及率はどのくらいかということと、もう1点はですね、決算書の55ページの老人福祉費の中の、養護老人保護措置費です。これが成果報告書では3706万1000円になっていて、決算では3972万3000円で、成果報告書の方が266万2000円大きくなっているのですけれども、ここの違いはなんなのかというのをお尋ねします。

議 **長** 企画財政課長。

企画財政課長 いきいきタクシー利用券、利用が伸びなかったということですが、本町としましては広報とかですね、利用についてもお知らせをしたのですがなかなか実績が上がっておりません。ちなみにですね、27年度の状況を申し上げますと、交付率自体は26年度、7月から6月までということですね。年度とは一致しませんけれども、交付して利用期間ということでご認識いただきたいんですが、56.4%が、交付率53.06%に減っております。一つ要因としましてはですね26年度の交付の場合、臨時福祉給付金、そして子育て世帯給付金、これが同時期にありまして、この交付の会場を設けた交付事務が10月まで行っておりました。27年度はそうした給付金がありませんで、生きいきタクシーの単独交付ということしております。その際にですね、やはり給付事務で交付の際に、色んな勧奨と言いますか、交付についてお済ですかとか、そういう指導をやっていただきましたので、26年度は高かったのではないかと思います。そうしたことは単独交付の場合、そうしたことが無くなって伸び悩んだのかなというふうに考えております。ただ、最終的な利用状況でありますけれども、26年度は

69.52%でした。これが、27年度が72.45%ということで約3%ほど伸びているという状況であります。これにつきましては引き続き、制度の周知についてはですね、だいぶ浸透したと思いますが、利用についても広報、PR等で進めていきたいというふうに考えております。以上です。

議 長 住民福祉課長。

住民福祉課長 久保田議員の2点目のお尋ねの件でございますけれども、養護老人保護措置費の関係で、決算書の額と成果報告書に記載の額の差の内容についてということでございますでしょうか。はい。決算額につきましては養護老人保護措置費ということで3972万3052ということで、備考の欄に記載をされておりますが、成果報告書の中ではですね、入所措置費の3706万1000円という記載があります。その差につきましては、この養護老人保護措置を行うに当たって入所判定会議、あるいは老人ホームひさご荘の施設分担金、それと養護老人施設措置費につきましては支払代行を長崎県市町村福祉振興協議会の方にですね委託をして実施をしていただいておりますので、そういった諸々のですね事務費的な支出がですね、他に伴っておりますので、ここで決算書と成果報告書の中でですね見えない差となっております。以上です。

議 長 先程の山口議員に対する答弁を税務課長が行います。税務課長。

税 務 課 長 すみません、公売会の換価金額がわかりましたのでお答えします。21件の分で16万7195円です。以上です。

議 長 他にございませんか。よろしいですか。はい、小田議員。

1 1 番 小 田 11番小田です。成果報告書の26ページ、プレミアム商品券の発行事業についてお尋ねします。この発行事業に関しましては補助金が出されておりました、取扱い店舗数が173店舗と記載がありますが、この商品券がですねこの取扱い店舗に、どのような店舗にどの程度使われているのかと、偏って使用された、特に多く使われた店舗がないのか、そういったものの調査はされているのか、されておられる状態であれば状況をお知らせ願いたいと思います。

議 長 地域政策課長。

地域政策課長 小田議員のご質問にお答えいたします。プレミアム商品券が

よく使われた店舗等調査されているかというふうなご質問でございますが、調査の方は行っております。やはりですね、プレミアム商品券が使われたのは、エレナさんとかマルキョウさんとかですね、そういう大型店舗です、やはり多く使われているという状況でございます。エレナ川棚店とマルキョウ川棚店で60%のプレミアム商品券が使われているという状況でございます。以上でございます。

議 長 堀田議員。

6 番 堀 田 6番堀田です。成果報告書の25ページですね。土地取引の中で、この国土利用計画法に基づく土地取引の届出及び、勧告事業を行い、土地利用の適正化を図ったと書いてありますけども、どういったことを行われたのかお聞きしたいと思います。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。土地取引事務でございますけれども、国土利用計画法に基づく土地取引につきましては、一定面積以上の土地の取得等につきましては届出義務があります。これにつきましてはですね、定期的に土地の登記の異動というものを把握をしまして、一定以上の面積がありますと該当者、それを抽出しまして、それを本人に一度照会等をしたうえで、県の所管部署の方に報告をするという事務であります。そして県の所管部署の正式名称は忘れましてけれども、県の担当部局からその取得者に対して指導、勧告が行われるという事務であります。ですから町の仕事としては、まず最初の取得の状況把握、そして県への報告という事務になってまいります。以上です。

議 長 三岳議員。

3 番 三 岳 3番三岳です。成果報告書ですね60ページの林業費の中ですね、松くい虫防除ということで、伐倒焼却ということで1.5haくらいしてあるわけですね。説明を見ますとね、散布された区域内の伐倒焼却ということがされているわけですね。これはそれまで毎年ですね、この地上散布というのを防除はされてきたと思うんですが、その中の1.5haなのかですね、効果が今までの分がなかったのかどうか、どういうふうに検証されているのかですね。

それともう1点ですね、61ページになりますけども、これまで漁業に対

するですね、稚ナマコ放流とかそういったものをずっと続けてきておられるわけですが、ここ数年来のですね、漁獲量と申しますかね、そういったものがわかっておればですね、この放流によって漁獲量が増加しているというのが目に見えてあるのかですね、お尋ねしたいと思います。

議 _____ **長** 農林水産課長。

農林水産課長 三岳議員の質問にお答えいたします。まず1つ目ですけれども、松くい虫防除事業、これは大崎公園内で行っている面積は7.94haですけれども、その中で一応地上散布を毎年行っていますけれども、松くい虫の被害をなかなか減らすと言いますかね、そういったことができなく、この伐倒焼却については立米ですので材木の量ということになります。枯れた松のですね、その中のということでご理解いただければと思います。

それと、先程のナマコの効果でありますけれども、平成25年度に赤潮の被害がっております。その前から放流はしていましたが、26年度で水揚げ量が1776キロ、これは川棚漁業の水揚げ量であります。27年度につきましては大幅に増えまして1万959キロというふうに漁獲量が増えております。以上です。

議 _____ **長** 久保田議員。

4番久保田 79ページです。住宅管理費の中の、すみません決算書です。住宅管理費の中の住宅性能向上リフォーム支援事業費、これは耐震診断とか昭和56年以前に建てられた建物に対する事業だと思うんですけれども、56年以前にどのくらい本町の対象になる家屋があって、これは何件分を計上されているのかお尋ねします。

議 _____ **長** 建設課長。

建設課長 それでは久保田議員のご質問にお答えをいたします。この住宅性能向上リフォーム支援事業につきましては、事業内容がバリアフリー、安全型リフォームということですので、耐震ということではございません。対象は町内で7件の申し出がありまして、7件に対して1件10万円の補助を支出しております。以上です。

議 _____ **長** ここで休憩をいたします。

(1 1 : 5 6)

(…休憩…)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(1 3 : 0 0)

議 長 毛利議員は遅れる旨の連絡がっております。それでは企画財政課長より発言の申し出がっております。企画財政課長。

企画財政課長 午前中、山口議員のご質問で成果報告書 19 ページにおける寄附金の表におきまして、平成 26 年度から 27 年度の件数の増に比べて金額の増が少ないのではないかとというご指摘、ご質問でございました。これについて調べましたところ、教育費寄附金におきまして、1 件 100 万円という大口の寄付がありまして、この分が 26 年度のコличествоを押し上げているということ、このために 27 年度の件数の伸びのわりには金額の伸びが出にくかったという状況でございます。以上です。

議 長 次に税務課長。

税 務 課 長 午前中に山口議員の方からお尋ねがございました、国保税を除く町税の口座振替の利用件数が減少しているという質問についてでありますけれども、特別徴収を推進していることから、普通徴収から特別徴収への切り替えが主な要因になっているみたいです。以上です。

議 長 それでは引き続き質疑を受けます。田口議員。

2 番 田 口 成果報告書の 29 ページのマイナンバーカードの関係ですけれども、マイナンバーカードは平成 28 年 3 月 31 日現在 245 枚を交付したとなっております。これは個人番号カードというものだと思いますが、要するに通知カードは町民全員になされているわけですから、約 1 万 5 千通知がなされてるんですが、それに対してその個人番号カードの 245 枚っていうのはどう思いますかと。私は少ないんじゃないかと思うのですが、245 枚という数字についてはどう思いますかというのが 1 点と、それから 27 年度は年度の後半から始まったので、少なくともやむを得ないかというふうなことを思いますけれども、28 年度に入ってからはこの個人番号カードの交付状況はどのように推移しているのかということをお聞きしたいと思えます。それからこれに関して 3 点目ですが、この通知カード、または個人番号カードを利用して住民の各種の手続きは本当に簡素になったのかどうか。要

するに、こういう点で手続きが軽くなりましたよってというふうなのが目に見えるような状態であるのかどうかという、その点をお聞きしたいと思えます。

議 _____ **長** 住民福祉課長。

住民福祉課長 マイナンバーカードの交付の状況についてですね、お尋ねの件についてお答えいたします。まず、通知カードにつきましては昨年、法の施行以降ですね、住民の皆さんに通知カードが配布されたわけですが、この通知カードの交付を受けまして、希望者が個人番号カードを申請によって受ける、交付を申請するそして受け取るという状況でございましたが、通知カード自体も各個人の皆さんに届く期間が、時間が長くかかりました。個人番号カードの交付申請にあたっては、申請後ですね、このカードを発行する事務手続きを行う J-LIS、地方公共団体システム機構、こちらの方がですね、そのカードを発行するにもかなりの時間がかかりましてですね、またシステム障害などもおこしまして、発行もかなり遅れたという状況でございます。本町の方でも当初、500枚程度の交付は27年度中にできるんじゃないかということで、予想しながらですね、事務を進めておったわけですが、結果的には245枚ということになっております。

そして28年度現在の状況ですが、ちょうど手元に今資料を持ち合わせておりませんので、確認の上また後程明確な数値を現状で報告したいと思えます。以上で終わります。

議 _____ **長** 住民福祉課長。

住民福祉課長 利便性の向上の内容につきましてはですね、各個別の業務が番号を使うということになってまいりますので、各業務の方ですね、どのように手続きが簡素化されたかという点については個別の事務になりますので、私の方でお答えできる内容ではございませんので、以上で答弁とさせていただきます。

議 _____ **長** 田口議員。

2 番 田 口 次はもう1点別のことですが、今度は決算書の17ページですが、分担金及び負担金のところの民生費負担金の児童福祉費負担金というところ、結局保育料の負担の件だと思いますけれども、収入未済額が608万4350円とあります。その左に不納欠損額が64万6170円とありま

す。これがですね、収入済額が4200万ですので、1点は収入済4200万に対して、収入未済が600万っていうのはわりと割合が大きいなと思いますので、これは何か収入未済になる理由、すなわちタイムラグか何か、手続き上のタイムラグとかあってですね、そのように収入未済が大きくなるというような仕組みがあるのかどうかというのを1点お聞きします。それと不納欠損額64万6000円についても結構大きい数字じゃないかと思いますので、これは件数とかはどのような、何件分なのかというのをお聞きしたいと思います。

議 _____ **長** 住民福祉課長。

住民福祉課長 ただいまのお尋ねの件でございますが、まず保育料の収入未済が多いんじゃないかというようなことでございますけれども、まずこちらの方にはですね、民生費負担金の保育料の徴収の関係につきましては、まず現年の分ですね、当該年度分の納付の状況につきましては、これは未収入になっているものが25万2000円程度ございます。そして滞納繰越分ですね、いわゆる26年度以前で未納になっているものですね、累積での27年度末での収入未済額が647万8000円ございますので、この合計金額からですね、決算書にある不納欠損額の64万6000円を引いた金額が、収入未済額となっておりますので、その多くは過年度滞納繰越となりましたものが、まだ未収という形で残っておるという状況でございます。

続いて不納欠損の状況ということでですね、お尋ねがございましたが、まずこの不納欠損額につきましては滞納繰越、27年度で本来なら全額が徴収できればよかったわけでしょうけれども、このうちできなかったものについて4件、合計の64万6000円となっております。不納欠損の理由としましては、滞納発生時からですね、督促を行う、あるいは児童手当等ですね支給がある場合に、窓口においていただくなどの状況で、それぞれ滞納金ですね、納付を促すようなことで折衝は行ってきておるものの、行方がわからなくなったような方とかですね、あるいは保証被りをしたりしてですね、生活の困窮にいたってどうしても納付ができないというような状況でですね、あるいはまた病気を患ってですね、その後の就業がままならずですね、納付がされない状況で時効の5年を経過してですね、不納欠損にいたる理由がそれぞれ確認できておりますので、徴収を放棄していいですかですね、しない

ような状況で、できないようなことで判断しまして不納欠損と。概ねこの4件については時効によるものです。以上でございます。

議 長 村井議員。

1 3 番 村 井 1 3 番村井です。成果報告書の8 1 ページの教育費の中で、ちょっとお尋ねをします。昨年、生徒用、教師用のタブレットを導入されたということでもありますけれども、それを導入したことによってどういった効果、どういった点に効果が出てきたのか。また逆に何か問題点、課題点、そういったものがあるならそういった点を含めてお尋ねをいたします。

議 長 教育長。

教 育 長 お答えをいたします。タブレットの導入によりまして、1つは教師がタブレットを活用することによって、より子供たちに具体的に指導ができるようになったってということと、子供の立場からいいますとより主体的に取り組めるようになった、このように思います。ただ、まだ1年目でございますので、今、今年も夏休みに行いましたけども、各学校の利用状況についての研修会、そういうものを開きまして、どういう活用の仕方があるのかとか、そこら辺りを今研修を深めているところです。これからもっともっと効果が現れてくるものと、そのように期待をしているところでございます。以上です。

議 長 村井議員。

1 3 番 村 井 今、現状はそういったところということですが、タブレットということ为先程私が心配したのは、何か問題点、課題点というのは今のところはそういったものは出ないということでしょうか。

議 長 教育長。

教 育 長 今のところ、タブレットを使うことによってこういう不都合は生じていると、そこら辺りについては学校の方からの報告は上がっておりませんので、研修会等におきまして。それは現時点ではないものと、そのように思っております。ただ、タブレットを使うっていう一般的に言いますと、何て言いますかね、私が1つ心配していることはですね、色んなものが目に見える。例えば展開図辺りも動いてこう、開いていきますね。ということは、子供達の創造力と言いますか、そういった面での配慮は必要だろうと考えているところですね。だからそこら辺りも実際にはそういった創造力も

伸ばしていかなければいけないと、そういうことを考えながら指導していく
ということは必要だろうと、そのように考えています。

議 長 三岳議員。

3 番 三 岳 3番三岳です。53ページのですね、農林水産業費の中ので
すね、成果報告書です。その53ページですね。ここで機構集積支援事業と
いうことで、これは従来、耕作放棄地とか呼び方をしていた分だと思ってい
ますが、ここです、面積が大幅に減っておりまして、そこをA、Bに分類
をして、言葉としてですね、利用調整・解消という言葉が出てくるんです
が、これを単に、要するに、農地じゃなくなったということだと私は思っ
ているのですが、このですね120haになるんですかね、例えばB分類でい
きますとですね。これが解消ということなのかですね。それと先程言いま
したように、文言についてもですよ、A、B分類、過去には耕作放棄地とか、
今は遊休農地とかっていう表現もあるわけですね、その同じ農地のこと
をおっしゃっているんだと思いますが、何かに統一した方がいいんじゃないか
なという気もするんですが。この解消という言葉が適切なのかどうか、ど
ういう判断をされているのかですね、お尋ねしたいと思います。

議 長 農林水産課長。

農林水産課長 ただ今の三岳議員の質問にお答えいたします。先程の27年
度のB分類が減少しとるということで、B分類につきましては下に書いてあ
りますように、再生利用が困難と見込まれる農地ということですが。上の説明
書きの方に、農地利用が困難な農地につきましては、非農地通知を発出し
とすることで、発出して非農地にしておりますので、農地が農地でなくな
ったということですので、実際は解消というふうな意味ではなく、それを少
なくしてしまったというか、どうしても農地にもう戻せないということで非
農地にしたというふうなことであります。ここら辺の表現の仕方につきましては、
そうですね、ちょっと意味合いが違うような気もしますが、指導は
行っております。それと遊休農地、そこら辺の呼び方ということですが
も、ちょっとここら辺は色々呼び方がありますので、一概にこう難しいと
言いますか、ちょっと整理して回答させていただくということによろしい
でしょうか。すみません。

議 長 堀池議員。

7 番 堀 池 成果報告書の62ページ、63ページになりますけど、まず商工費の中で中小企業振興資金、これを制度を見直し、融通の円滑化を図ったとあるんですけども、どういうふうに融通の円滑化を図ったのかお伺いしたい。

もう1点が、63ページの(エ)になりますけど、本年度28年10月から12月ということで長崎ディスティネーションキャンペーン、これが11月20日に現地視察があったと。その後、旅行業者を受け入れて旅行商品の造成を推進したということなんですけども、それから今まで進展と言いますか、新しいそういうのが入ったのかどうかというのをお伺いしたい。

議 長 地域政策課長。

地域政策課長 堀池議員のご質問にお答えいたします。中小企業振興資金の見直しを図ったというふうなことについて、どのような見直しで円滑に活用できるようにしていったのかというお尋ねでございますが、平成27年の12月1日付で見直しを行いまして、そもそも融資利率が高いんじゃないかということから、それまでは2.5%でありましたものを、1.5%に見直しを図ったということと、もう1つは融資期間ですね、これをですね運転資金につきましては60ヶ月という期間にしていたんですが、これを84ヶ月と期間を延長したということと、設備に関しましては84ヶ月としておりましたものを120ヶ月というふうにして、利用者が利用しやすいような形に変えていったということでございます。ちなみにこの12月1日付にですね、新規創業という形で創業支援資金というものを新たに設けております。これにつきましてはですね、利率は中小企業振興資金と同じ利率ということで新しく創設したものでございます。

それから、ディスティネーションキャンペーンについてなんですが、11月20日に現地視察を行った後、旅行業者から旅行商品の造成辺りがあったのかというふうなことでございますが、今手元にですね資料がございませんので後でこれも調べさせて、お答えさせていただければというふうに思います。以上でございます。

議 長 波戸議員。

8 番 波 戸 決算書の37ページについてお尋ねします。雑入の中で簡易水道特別会計から100万円の戻入金があつてるんですけども、この10

0万円はどのようなお金なのかということをお尋ねします。それと次に、成果報告書の54ページ。有害鳥獣対策事業の中で毎年イノシシ、アナグマ、アライグマ、たぬきなどの捕獲をされておりますが、捕獲をすることによって農作物の被害に対する効果はどのようなものがあがっているのかお尋ねいたします。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 まず、簡易水道事業特別会計戻入金についてご説明いたします。ご承知のように簡易水道事業特別会計につきましては、26年度決算をもちまして廃止となっております。その後簡易水道につきましては、上水道の方に引き継がれまして、上水道の方で経営をしております。そして上水道の決算の折に監査委員からご指摘がございまして、その剰余金の精算については、従来、簡易水道については一般会計からの繰出、簡易水道にとっては繰入をしているという、おおよそ170万程度は例年しておったかと思うんですが、そういったことも合わせますと剰余金については一般会計の方にも戻し入れるべきではないのかという、そういうご指摘を受けまして、協議の結果100万円を一般会計の方に戻し入れさせていただくということになった収入でございます。以上です。

議 _____ **長** 農林水産課長。

農林水産課長 波戸議員の有害鳥獣対策事業でどのような効果があっているのかというふうなことですけれども、これにつきましては、成果報告書54ページの方に捕獲頭数の27年度と、かっこ書きで26年度分ということで、比較で上げております。一番被害が大きいイノシシについては今年度460頭、去年が292頭ということで、今年度捕獲が増えております。ただ、その前の年、25年度は多くのイノシシが獲れております。こういった捕獲をしてもですね、なかなか被害が収まらないと言いますかね、被害が少なくならないという状況で、現在ワイヤーメッシュをですね、設置をしています。そういったことで、今のところ効果の検証、そういったものはまだできていない状況です。以上です。

議 _____ **長** 他に質疑はありませんか。高以良議員。

10番高以良 決算書の104ページ、基金の状況を書いておりますが、この中でですね、下水道事業基金については期間中に有価証券の4000万か

ら現金の方に切り替えてあるようです。また一方ではですね、一番下の土地開発基金これは逆に現金から有価証券に切り替えてあるようですが、逆のことをすることになった理由というか、なぜこういう状況になったのかお尋ねします。

議 **長** 後で答えますか。はい、会計課長。

会 計 課 長 すみません、遅くなりまして申し訳ありません。調べて後程回答させていただきます。

議 **長** 他に。小谷議員。

9 番 小 谷 9番小谷です。成果報告書の25ページ、まちづくり団体支援についてですけれども、当初の予算では5件分100万円ぐらいは確かあげてあったと思いますが、27年度で3件出されているみたいですね。この他に申請があったのかどうかということとですね、3つの団体に補助金出されていますけど、その評価といいますか、成果はどのような感じであつたのかどうか、どのように捉えられているかということをお聞かせください。

議 **長** 企画財政課長。

企画財政課長 ご指摘いただきました、まちづくり団体支援の補助金であります。ご指摘の通り当初予算では5件分、100万円を計上しておりました。その中で申請があつたのがこの3団体のみであつたということで、これ以外の申請はありませんでした。そしてその評価でありますけれども、このいずれも3団体につきましてはですね、実績報告等求めておりますが、いずれもかなり盛況に開催をされまして、町の活性化には非常に貢献をいただいたというふうに評価をしております。以上です。

議 **長** 小田議員。

1 1 番 小 田 11番小田です。成果報告書の33ページ、地域支え合い事業についてお尋ねをいたします。この地域見守りネットワークの構築の件なんですけれども、構築にあたってはですね、地区で啓蒙、啓発活動を行い、理解を得てから、各地区とも見守りネットワークが構築されていると思うんですけれども、終わりの方にですね、ネットワーク体制が構築された自治会に対してその取り組みの啓蒙、啓発を目的として事業に対して補助金を出されておりますけれども、この各地区に出された補助金がどのように使われたのかというのをお願いしたい。

もう1件がですね、たぶんこれは年度を跨っているからと思いますけれど、21地区で構築されているわけですけども、15地区に対して補助金が出された、この理由というのをお願いいたします。

それともう1件ですね、42ページの災害救助費ですけど、1件見舞金としてたぶん新谷の住宅火災の分かと思いますけども、この他にですね、災害救助費として規定などがあればですね、このような場合はこのような見舞金などを出すという規定がありましたら、お知らせ願えればと思います。お願いします。

議 _____ **長** 住民福祉課長。

住民福祉課長 ただ今の小田議員のお尋ねの件についてお答えいたします。

まず1点目の地域支え合い事業のですね、地区補助金の主な内容はということでしたが、内容としましては各自治会の方でですね、啓発活動をやはりするという事ですね、各自治会の幟ですね、作ったりして、こういった見守りネットワークをやっていますよというようなことを地区内にPRをしていらっしゃるということですね、補助金の申請をいただいているんだらうということで、そういった記載の内容になっておりました。他にはですね、自治会の公民館にですね、災害が起きた時のですね、使用するような備品と言いますか、懐中電灯を準備したりとか、そういったものを購入の費用に充てるということで計画をいただいている状況もございました。

それで21地区が済んでおって、補助金の交付が15地区しかなかったというようなことなんですけれども、年度途中、27年度途中でのですね、組織になったというところですね、まだ年度途中での登録が終わったところはですね、補助金の申請をしていただけてないという地区もありましてですね、概ね26年度までに済んだところ、あるいは27年度も早めの登録が済んだところがですね、順次その補助金の申請をしてですね、そういった地域の活動の活性化にですね、努めていただくということで補助金の申請をされたという状況でございます。

それともう1点ですね、災害救助法の関係でのですね、支給の規定がどうかというようなことでしたが、私もまだ勉強不足でですね、その確認ができていないところもございますので、これはまた調べて後程確認で

きましたらお答えをさせていただきたいと思います。以上でございます。

議 長 他に質疑は。三岳議員。

3 番 三 岳 3番三岳です。成果報告書には載っていないんですが教育委員会のですね、27年度におけるいじめとか不登校、その実態とですね、もしそういうのが、件数等があがっておればどのように対応されたのかお尋ねしたいと思います。

議 長 教育長。

教 育 長 27年度とおっしゃいましたけども、26年度からの分がございましてそれでお答えしてもよろしいですか。小学校2件、中学校3件あがってきております。それから27年度中の不登校の数ということだったんですね。27年度の1月時点でお答えをさせていただきます。完全不登校7名。27年1月です。これが川中ですね。現在は3名です。以上です。

議 長 他に質疑はありませんか。高以良議員。

10番高以良 成果報告書です。成果報告書25ページ、事務事業評価の結果が記載されていますけども、この中で再検討がハード事業、ソフト事業合わせて6件あったようです。この6件について再検討の結果がどうなったのかということと、それからその他のところがハードが2件、負担金が1件とありますが、これはどういう内容だったのかということについてお尋ねします。それが1つですね。

それからもう1つ、同じく成果報告書38ページ、真ん中辺にすこやか長寿券の交付事業がありますが、65歳以上の方に長寿券を1人2枚交付したとありますが、全体の交付の人数ですね、全体での交付した実質人員と、使用された方の実人員が分かっておられればお尋ねしたいと思います。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 事務事業評価の内容についてのご質問でございますが、今手持ちで資料を持ち合わせておりませんので、申し訳ありませんが後程調べた上で回答させていただきたいと思います。

議 長 住民福祉課長。

住民福祉課長 高以良議員からのお尋ねのすこやか長寿券のですね、利用の件でございますが、昨年度27年度の対象者としましては、これは6月1日現在で65歳以上という方に対してですね、交付をしているという状況で2

7年度の交付対象者はですね、4213人ということになっております。なお、利用に当たってのですね、実人員、成果報告書の方には延べの人数ということで記載しておりますので、これは先程の65歳以上の人口のかける2倍でですね、その割合で利用がどうであったかということは利用率ということで整理できるんですけども、実際の実使用者数まではですね、統計をおこなってないということでございます。以上でございます。

議 長 教育長。

教 育 長 先程三岳議員の質問の中でどのように取り組んでいるかということについての答えをしておりますませんでしたので、そのことについてお答えをさせていただきます。まず不登校の子供に対しては学校活性化事業でスーパーバイザーを活用しております。そういったことでの対応をしております。昨年からですね、SSWが配置をされましたので、そのSSWでも取り組みをしているところです。それと今ですね、一番力を入れているのが、なる前、事前の取り組み、ここを子育て、それから教育委員会、SSW、スーパーバイザーこういったところでの取り組みを、充実をしているところでございます。以上です。

議 長 他に質疑はありませんか。福田議員。

1 2 番 福 田 決算書の46、47ページの財政調整基金費の中で、財政調整基金と減債基金費の方の積み立てが、金額が載っておりますが、104ページの方の前年度末現在高、そういったところから見ますと、年度中の増減の分で減債基金の方と財政調整基金の方の額があまり変わらないと思うんですが、増減額ですね、それが大きく違っていると思いますので、その振り分け方のお考えをお聞きしたい。

それからその前の決算書97ページ。以前にもお聞きしたんですが、実質収支に関する調書の6番目、実質収支のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額というところは最近されてないんですけども、最近の繰越金等を見ていくと、実質収支とかを見ていきますと、今年は少しでもきたんじゃないかなという感じがしましたので、基金積み立てっていうんですか、基金繰入額を作る、入れていく根拠の額といいますか、いくらぐらいあればとかいう考えがあるのかお聞きしたいと思います。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 後の方の質問であります、実質収支に関する調書の中の地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額についてのご質問にお答えいたします。ご指摘の通り今回の繰越金、純繰越金があります。失礼。この規定による基金の繰入額がないということですが、これにつきましては28年度予算との関係性がございます。28年度の予算を決定いただいたのが3月ぐらいで、この決算をしますのが5月末の出納閉鎖もって決算をいたします。その際にやはり一番判断をしますのが、まず28年度当初予算の繰越金、これを7000万用意しております。ですからこれを最低限確保するというのが一番の必須課題であります。そして28年度予算につきましては、もう一つあるのが基金の繰入金、いわゆる取り崩しの予算であります。これがやはり28年度当初予算を編成します際に、財源不足が生じた関係でおおよそ1億8000万程度の基金繰入金というものを計上せざるを得なかったという状況であります。こういうことから比較しますと、まずは28年度財政運営の課題としましては基金繰入金をいかに削減していくかというのがありますので、ここを勘案した場合この27年度決算時点における基金繰入金、これをするよりも繰越金をなるべく確保したかったということでこの233条の2の規定による繰入金、これはちょっと出来かねたということでご理解をいただきたいと思えます。以上です。

議 長 会計課長。

会 計 課 長 福田議員のご質問にお答えいたします。一般財政調整基金と、それから減債基金の27年度中の増減についてのご質問だったと思えますけれども、一般財政調整基金、それから減債基金、両方ともどちらもですね定期預金をいくつかに分けて行っておりますけれども、その分の預金利子相当を今回積み立てているものでございます。そのような回答でよろしいのでしょうか。会計の仕方につきましては定期預金ですとか、それから国債を買ってずっと運用いたしておりますけれども、その分の振り分けと言いますか、元々あったものをそれぞれの目的別に預金利子、それから証券の売り金を積み立たたものなので、最初から振り分けてありました。

議 長 福田議員。

1 2 番 福 田 要は、基金を預けてある額は同じだけれど、その中の利息が減債基金の分の方でのどれかが高かったというふうに見ればいいんですか。

この最初の47ページで見ると、ちょっと区分けができないんですけれども、各基金の利息がその基金の分で違っていたということで。

議 _____ **長** 会計課長。

会 計 課 長 預金利子、定期預金もございますが国債もあります。そしてその国債はですね、時には売り買いをいたしたりしております、たまたま減債基金の方の国債が良いタイミングがありまして、売ったり、買ったりという取引がございましたので、その分で減債基金の方が、預金利子だけでは増えなかったと思うんですけれども、その分で増えているようでございます。

議 _____ **長** ここでしばらく休憩をいたします。

(13 : 56)

(…休憩…)

議 _____ **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

(14 : 10)

議 _____ **長** ここで先程の質疑に対します答弁の補足がありますので、順次、私のほうから指名をして発言を求めたいと思います。まず、住民福祉課長。

住民福祉課長 休憩前にご質問をいただきました2件について確認をいたしましたのでお答えいたします。まず田口議員の方からお尋ねがございましたマイナンバーカードの現在の交付状況ということでございます。現在、8月末現在で744枚を交付しておる状況でございます。

続きまして、小田議員の方からお尋ねがありました、災害見舞に関する件でございますが、本町の例規の方に災害見舞金等支給要綱というのが、規定がございます。この中で災害等が発生した場合ですね、その見舞金を受け取ることができる範囲というものが規定をされておりました、第3条の中で災害により死亡した場合、住家が全壊・全焼・流出した場合、住家が半焼・半壊した場合、こういった場合ですね、見舞金それから災害に遭われた場合の弔慰金というものがですね、規定をされております。

今回、昨年度火災で1件の支給をしておりますけれども、これも規定に基

づきまして6万円の支給をしておりますけれども、全焼によるものということで、4人世帯の、4人の家族がいらっしゃる世帯ということで、2人世帯まではですね、4万円の災害見舞金を支給するとなっておりますので、2人を超える部分のあと2人に対しては、それぞれ1人を増すごとに1万円を加算をして6万円ということですので、支給をしたものでございます。

あとは半焼、半壊、それとその他の災害ということで規定もありますので、よろしければ川棚町災害見舞金等支給要綱ということで平成20年要綱第1号ということで定めがございますのでこちらの方をご確認いただきたいと思っております。以上でございます。

議 長 次に農林水産課長。

農林水産課長 それでは休憩前に三岳議員から質問がありました、耕作放棄地、遊休農地、それから再生利用可能な荒廃農地、そういったものは全て同じものではないかと、統一ができないかということでありましたけれども、これにつきましては農水省の方からそれぞれの定義が示されておりますので、それを読み上げさせていただきます。

まず耕作放棄地です。農林業センサスにより5年に1回把握される、以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付けされず、この数年の間に再び作付けする意思のない土地と定義される農家等の主観ベースの面積。これが耕作放棄地であります。

次に遊休農地。これにつきましては、農業委員会の現地調査により毎年把握される、客観ベースの面積。これが遊休農地になります。遊休農地の中でも、1号遊休農地と2号遊休農地があります。1号遊休農地につきましては、現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。荒廃農地のうち、再生利用が可能な荒廃農地をA分類に該当する農地。これは農地法32条1項第1号の規定によります。2号遊休農地、農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に対し著しく劣っていると見られる農地。農作物の栽培は行われているが、いわゆる粗し作りや棄て作りが行われている農地。これは農地法32条1項第2号の規定によるものであります。もう1つ荒廃農地があります。これは現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地。これは市町村及び農業委員会の

現地調査により毎年把握される客観ベースの面積を表すものであります。

その中で再生利用が可能な荒廃農地もありまして、これがA分類。伐根、整地、区画整理、客土により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能と見込まれる農地。農地法32条1項1号に該当する農地であります。もう1つ、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地。これはB分類です。森林の様相を呈しているなど農地を復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの。または、周囲の状況から見てその土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当する農地。というふうな形で定義をされておりますので、これを1つにするといいですかね、それはちょっと、それぞれ意味合いがあります。そういったことでご理解いただきたいというふうに思います。以上です。

議 長 次に、地域政策課長。

地域政策課長 休憩前にありました、堀池議員のディスティネーションキャンペーンに関するご質問でございます。新しい旅行商品の造成等について状況を把握できているかというふうなところ、実際どういうものがあるのかというところでございますが、戻って調べた結果なんですけれども、資料としてはまだそこまで調査したものがない状況でございます。長崎ディスティネーションキャンペーン推進協議会という組織がございますので、そちらの方で把握してないか確認したところなんです。現在ですね、その造成状況を調査する準備をしている状況で、現在も造成が進んでいるというふうなことからキャンペーン期間終盤辺りにしか具体的な状況が判明してこないという状況でございます。以上でございます。

議 長 次に会計課長。

会 計 課 長 休憩前に高以良議員からご質問がございました、決算書104ページの下水道基金、それから土地開発基金の有価証券4000万をそれぞれ入れ変えた理由をお尋ねになりました。そこで決算書の32ページでございますけれども、こちらに下水道事業基金繰入金のところ当初予算額に8000万ということで基金の取り崩しを行う予定といたしておりました。そこでまた104ページに戻っていただきますと、ここに下水道基金の現金が1億2000万程度でございます。8000万崩しますと残りが少なくなってしまう。そこで土地開発基金というところがござ

いまして、こちらの方からですね、入れ替えまして、下水道基金の現金を少し多くして、そして取り崩しを行うということでそちらの方と交換したということでございます。結果的にはですね、取り崩しは行いませんでしたので、そのまま預けていると言いますか、そのままにしているという状態でございます。以上です。

議 _____ **長** 次に企画財政課長。

企画財政課長 高以良議員からご質問いただきました、成果報告書25ページに記載しております事務事業評価、この表の中の再検討、そしてその他の判断をしたものについてのご質問にお答えいたします。この事務事業評価につきましては現在町のホームページに掲載して公表しておりますので、公開している表に基づいて回答いたします。

まず、再検討の対象となったのが川棚発見巡る旅整備プロジェクト事業であります。これはソフト事業の1件として記載しているものです。これにつきましては全体を通して再検討の必要があるということで再検討を求めたものであります。これにつきましては担当側において再検討を図られまして、28年度に見直した予算の計上をしております。次に大崎海水浴場排水路整備事業。これも再検討のハード事業としてしたものであります。これは排水設計の変更を要すべきだということで、設計の見直しを再検討ということで求めております。次に急傾斜地崩壊対策事業。これも再検討。ハード事業の1件であります。これにつきましては負担金等の条例規則の制定をすることということで再検討をという判断をしたものであります。次に都市公園管理事業（片島公園）。これにつきましては、施設整備については今後の来園者の状況を見て判断することということにしておりますが、一定の見直しが図られまして、28年度に必要予算の計上がされております。次に、議場設備及び各種会議記録システム更新事業であります。これも再検討という判断をしております。必要最小限の設備行使の対応のことであるという意味での再検討の判断です。次に郷土資料館屋根防水改修工事。これも再検討。ハード事業であります。最小限の範囲での補修対応のことということで再検討を求めております。

次にその他として判断をしたもので、評価をしたものであります。経営体育成基盤整備事業、農業経営高度化支援事業であります。これにつつま

しては27年度で完了事業ということだったので評価対象外という評価でありました。そういうことでその他の評価をしております。次に、県道維持改良事業負担金、県営事業負担金であります。これは実施予定箇所等が未定であるため評価対象外ということでその他の評価をしております。これにつきましては、大崎公園線については具体的箇所が当初予算の編成の折に出されましたので、その分の予算付けを行っております。以上が事務事業評価の再検討、そして及びその他の評価を行ったものの内容であります。以上です。

議 _____ **長** 他に漏れはありませんね。それでは質疑を受けます。よろしいですか。

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで認定第1号「平成27年度川棚町一般会計決算認定」の質疑を終わります。

(14:25)

議 _____ **長** 続いて認定第2号「平成27年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」に対する質疑を行います。決算書108ページから141ページ。成果報告書99ページから114ページまでであります。

議 _____ **長** 久保田議員。

4番久保田 はい。成果報告書の101ページですけれども、調定額減少の原因としては、被保険者の低所得化っていうふうなことが書いてありますが、この所得別に国保の占める割合っていうのを出されたことがあるのかっていうのが1つと、いつもお尋ねします、短期保険証とか資格証明書とか窓口留置きとかそういう数を、件数を教えてほしいと思います。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 久保田議員の質問にお答えいたします。まず所得別の人数とか、そういった部分を作っているのかということですが、現在持ち合わせておりませんが、保険税の改定時、そういった時に作っております。それから、短期被保険者証の発行の現況なんですけれども、28年度7月31日現在で資格証明書が7世帯、それから短期被保険者証が136件、1ヶ月の期間の分が76世帯、3ヶ月の期間の世帯が60世帯ございます。それから短期被保険者証のうち、高校生以下の部分が6ヶ月で発行しておりますけれども、それが18世帯となります。以上です。

議 長 久保田議員。

4 番 久保田 確認です。所得別に出されているということですけど、その資料は後でいただけますか。それと立って尋ねていいですか。続けて尋ねます。成果報告書の114ページで、この国保の各種検診受診状況っていうのが25年度から3年間ありますけども、ここに挙げてある項目から見ればですね、前年度から比べれば99人も減になって、前年度比からすれば全体的には94.2%という受診率なんですけども、これは私たち愛育班なんかでものぼり旗を揚げたりして、一所懸命奨励を呼びかけているんですけども、どうしてこのように成果が表れないのかお尋ねします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 久保田議員の質問にお答えします。まず、成果報告書の114ページの人数、特定健診等の人数ですけれども、これは被保険者がですね、毎年減ってきております。そういった部分もあると考えております。

それから特定健診の受診率につきましては、平成26年度が42.4%、それから27年度におきましては40.1%。若干受診率については下がっております。それからがん検診等につきましては個別と集団の検診がありまして、これは各年代によって受けられている人数は様々変わってきております。

食改善推進協議会であるとか、愛育班であるとかそういった団体にも受診の勧奨については行っていただいております。低くなっている原因というのは、これであるというのはちょっとわかりませんが、今後も受診率の向上に向けて努力をしていきたいと考えております。以上です。

議 長 他に質疑はありませんか。久保田議員。

4 番 久保田 すみません。関連してですね、今の検診のところですね、これだけの方が受けられて、そして今度は再検査っていうふうなことで、それから再検査の中で検診の受診をされた方、そういう数もわかりますか。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 申し訳ありません、再検査の人数についての資料はただ今持ち合わせておりません。

議 長 他に質疑はありませんか。よろしいですね。

議 **長** 質疑なしと認め、認定第2号「平成27年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」の質疑を終わります。

(14:34)

議 **長** 続いて、認定第3号「平成27年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」に対する質疑を行います。決算書144ページから159ページまで。成果報告書の115ページから118ページまでであります。

議 **長** よろしいですか。

議 **長** 質疑なしと認め、これで認定第3号「平成27年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」の質疑を終わります。

(14:35)

議 **長** 続いて、認定第4号「平成27年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」に対する質疑を行います。

議 **長** 久保田議員。

4番久保田 決算書の163ページで、不納欠損が昨年からすると15万5420円上がっておりますが、このことによって介護保険の利用ができなくなっただけで、そういう人はおられませんか。

議 **長** 健康推進課長。

健康推進課長 介護保険制度におきましては、不納欠損をされた被保険者が介護保険のサービスを使うときに特殊な計算をいたしまして、計算式があるんですけれども、1割から2割っていうのが現在の被保険者がサービスを受けた時に支払う分なんですけれども、その1割から2割が3割負担になるっていうのがある一定期間あるんですけれども、現在そういう方はいらっしゃいません。以上です。

議 **長** 小田議員。

11番小田 11番小田です。成果報告書の124ページから126ページまでにかけての地域支援事業なんですけれども、125ページの事業の実施状況表の中にですね、例えば二次予防として水中筋力アップ教室などを開催されておりますが、こういった事業のですね、効果及びこの事業の効果によって、例えばその保険料の縮減などがあっているのかっていうのをお尋ねいたします。

議 **長** 健康推進課長。

健康推進課長 小田議員の質問にお答えします。地域支援事業の効果につきましては、ただ今資料を持ち合わせておりませんが、各個人、例えば水中筋力アップですと、その教室の1回目に体力測定みたいなものを行います。この教室が終わった後にもそういった体力測定等をして、どれくらいの身体能力というか、そういった部分が上がっているかというのは検証をしております。このことによって、給付費が落ちているのかというところの検証まではしておりません。以上です。

議 長 他に質疑はありませんか。よろしいですね。

議 長 質疑なしと認め、これで認定第4号「平成27年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」の質疑を終わります。

(14:38)

議 長 続いて、認定第5号「平成27年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」に対する質疑を行います。決算書190ページから201ページ。成果報告書133ページから137ページまでであります。

議 長 よろしいですか。よろしいですね。

議 長 質疑なしと認め、これで認定第5号「平成27年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」の質疑を終わります。

(14:40)

議 長 続いて、認定第6号「平成27年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定」に対する質疑を行います。決算書204ページから224ページ。成果報告書139ページから147ページまでであります。

議 長 よろしいですか。はい。

議 長 質疑なしと認め、これで認定第6号「平成27年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定」の質疑を終わります。

(14:41)

議 長 次に、報告第5号「平成27年度川棚町水道事業会計継続費精算報告」、議案第42号「平成27年度川棚町水道事業会計未処分利益剰余金の処分の件」及び認定第7号「平成27年度川棚町水道事業会計決算認定」に対する質疑を行います。

議 長 よろしいですか。

議 長 質疑なしと認め、報告第5号「平成27年度川棚町水道事業会

計継続費精算報告」、議案第42号「平成27年度川棚町水道事業会計未処分利益剰余金の処分の件」及び認定第7号「平成27年度川棚町水道事業会計決算認定」の質疑を終わります。

(14:43)

議 長 お諮りをいたします。ただ今議題となっております認定第1号「平成27年度川棚町一般会計決算認定」から、認定第7号「平成27年度川棚町水道事業会計決算認定」はさらに予算の執行状況、その他内容的に審査を加える必要があるかと思われますので、13人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思いますがこれに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第7号までの平成27年度各会計決算認定等については13人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をいたしました。

決算審査特別委員会の委員の選任については、川棚町議会委員会条例第7条第4項の規定によりまして、議長が会議に諮って指名することになっております。

決算審査特別委員会の委員は、ただいま配布をいたしました決算審査特別委員会名簿のとおり、議長を除く議員13人を指名したいと思います異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をいたしました議員を決算審査特別委員会委員に選任することに決定をいたしました。

ただいま設置しました決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、この後、休憩をいたしますので、川棚町議会委員会条例第9条第1項の規定により、第1委員会室において委員会を開き、正副委員長の互選

をしていただきたいと思います。併せて、分科会審査区分等の決定もお願いをいたします。

なお、委員会での決定事項につきましては、委員長から議長まで報告をお願いをいたします。

議 _____ **長** ここで、しばらく休憩をいたします。

(1 4 : 4 5)

(…休憩…)

議 _____ **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

(1 5 : 0 0)

議 _____ **長** 決算審査特別委員会の正副委員長が次のとおり決定した旨の通知を受けましたので報告をいたします。

委員長に村井達己委員、副委員長に田口一信委員、以上の通りであります。

決算審査特別委員会での付託区分及び日程案については、ただ今お手元に配布しております決算審査付託区分表及び決算審査日程表の通りであります。

決算審査特別委員会では、十分審査を行っていただき、本定例会最終日までに審査報告書の提出をお願いをいたします。

議 _____ **長** 以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれにて散会といたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

(1 5 : 0 2)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 初手安幸

会議録署名議員 三岳昇

会議録署名議員 久保田和恵